

学校感染症の出席停止の取り扱い（治癒及び登校報告書の保護者記入）について

お子さまが感染症にかかる場合、必要に応じて医師が出席停止の判断をされることがあります。医師の判断及び法令の規定に従い、学校では、お子さまを出席停止とし、欠席扱いにはしません。

加東市では、お子さまがインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、「治癒及び登校日報告書」に保護者の方が記入し、学校に提出していただくことになっております。

感染症の中には、登校許可書を医師に記入していただいていることがありました。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と同様に「治癒及び登校報告書」についても保護者の方が記入のうえ学校へ提出していただくことにします。健康と安全のため、ご協力よろしくお願ひします。

記

- 1 体調不良の場合は健康を最優先に考え、医師への受診をお願いします。
- 2 学校感染症に感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止となり、欠席扱いとはなりません。
- 3 出席停止と診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。また、治癒後の登校にあたっての医師の診察の必要性については、主治医の指示に従ってください。
- 4 別紙「治癒及び登校報告書」につきましては学校ホームページからダウンロードしてご使用ください。学校へお知らせいただくと担任の方から用紙をお渡しすることもできます。なお、医師による記入は不要です。保護者自身がご記入ください。

【登校可能 基準】

感 染 症 (疾病名)		登 校 基 準
第二種 学校 感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂痕化（かさぶた）になるまで
	咽頭結膜熱(ブル熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種 学校 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス、 パラチフス・流行性角結膜炎・ 急性出血性結膜炎	症状によって学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症	学校医その他の医師の指示に従う